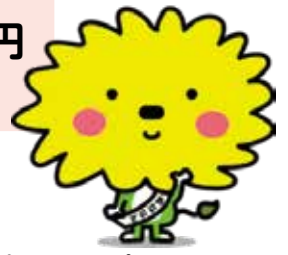


令和3年度

# 65歳以上の方(第1号被保険者)の 介護保険料が変わります

基準額が  
月額6,550円  
になります



令和3年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は次のとおりです。

段階	対象者	算定割合 (基準保険料×)	年額保険料 (単位:円)	(参考) 月額保険料 (単位:円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	23,500	1,958
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.50	39,300	3,275
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.70	55,000	4,583
第4段階	市民税非課税の方(同じ世帯内に市民税課税の方がいる場合) かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	70,700	5,891
第5段階	市民税非課税の方(同じ世帯内に市民税課税の方がいる場合) かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準 保険料	78,600	6,550
第6段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が 120万円未満	1.15	90,300	7,525
第7段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.25	98,200	8,183
第8段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.50	117,900	9,825
第9段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が 320万円以上500万円未満	1.65	129,600	10,800
第10段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が 500万円以上	1.75	137,500	11,458

※第1段階から第3段階については軽減措置が適用されます。

## 【主な変更点】

- ・月額基準額(第5段階)を5,983円から6,550円に改定します。
- ・第7段階と第8段階の境界所得である基準所得金額を変更します。(200万円→210万円)
- ・第8段階と第9段階の境界所得である基準所得金額を変更します。(300万円→320万円)
- ・第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除して得た額を用います。
- ・第6段階以降の当該合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額または公的年金等所得の合計額から10万円を控除して得た額を用います。

問い合わせ 介護保険課 ☎22-1793